

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
広島ハート訪問看護ステーション	広島市安佐南区祇園二丁目2番7号祇園第一ビル102号	令和8年5月1日	令和14年4月30日
訪問看護メニーピープル広島石内	広島市佐伯区石内東一丁目2番1号	令和8年5月1日	令和14年4月30日
ここみ訪問看護ステーション	広島市中区寺町2番20号 2階 □	令和8年4月1日	令和14年3月31日
つむぐ訪問看護ステーション湯来	広島市佐伯区湯来町大字和田778	令和8年4月1日	令和14年3月31日
訪問看護ステーション SANA care	広島市西区大芝三丁目2番13号ベルマーレ大芝 203号室	令和8年5月1日	令和14年4月30日